

オンライン授業実施のためのガイドライン

2021年7月30日 v1.0

2022年2月21日 v2.0

教育・国際連携本部会議

※ 赤字の箇所がv2.0の変更点です。

本ガイドラインは、「アフタコロナ(2022年度以降)の新しい教育の在り方の基本方針について」(2021年7月2日, 教育研究評議会承認)に基づき, オンライン授業を含む様々な授業形態を定義して,

- ・ オンライン授業による教育の質保証に必要な事項
- ・ オンライン学修コンテンツの著作権
- ・ 卒業の要件に関わる留意事項
- ・ 在学中の本学外のオンライン授業等や留学中の本学内のオンライン授業等の履修

についてまとめたものである。特に教育の質保証に必要な事項に関しては, 対面授業での学修を基準にして「直接的指導」を定義して(表2参照), 直接的指導が全授業時間の半分以上(直接的指導型), もしくは未満(動画等主導型)であるかの2とおりに分けて, それぞれについて教育の質を確認する方法を定めている(表3参照)。

1. オンライン授業の定義

オンライン授業とは、「科目で指定された授業の時限に教室で対面授業(大学設置基準では面接授業と呼ぶ)を実施する代わりに, 授業の時限内外を問わず一部または全部をオンラインで実施する授業」のことであり, Zoom 等によるライブ型と動画や音声ファイル(以下, 動画等と称す)を用いたオンデマンド型の2種類, および, それらを組合せたライブ型+オンデマンド型がある。また, 対面授業(以下, 対面型と呼ぶ)との組み合わせの方法により, 以下の2通りがある。

ハイフレックス型: 対面型とライブ型の同時実施

ブレンド型 : 1つの授業科目の授業ごとに, あるいは, 1つの授業中で, 対面型を中心に, ライブ型, オンデマンド型, ハイフレックス型を順次組み合わせる実施形態。特に, 授業ごとに対面型とオンデマンド型を交互に実施する形態を, 本学ではオンライン交互型, 1つの授業の中で対面型とオンデマンド型を組み合わせ実施する形態をハーフ&ハーフ型という。

なお, 反転授業のように, 授業の時限(授業時間)外で実施する予習や復習でオンデマンド教材を使う場合は本ガイドラインでは扱わない。

授業には, 講義, 演習, 実験, 実習, 製図及び実技のいずれも含まれ, 授業内容も多種多様である。そのため, 授業の種類や授業内容, さらにキャンパス間での同時受講といった受講場所の制約等, それぞれの事情に応じて, 適切な選択が求められる。たとえば, 実験手順など実験の一部などでもオンライン授業を効果的に用いることが考えられる。

表1 授業の時限内における授業形態の種類

授業の型		受講場所	配信場所
対面型		教室（教員と一緒にいる空間を意味する）	教室
オンライン型	ライブ型（同期型）	教室外	教室外
	オンデマンド型（非同期型）		
	ライブ型＋オンデマンド型		
ハイフレックス型 （並行型）	対面型＋ライブ型	教室または教室外 （学生が選択）	教室
ブレンド型 （交互型）	対面型＋ライブ型	教室（対面時）および 教室外（オンライン時）	教室（対面時）および 教室外（オンライン時）
	対面型＋オンデマンド型 ・オンライン交互型（授業ごと） ・ハーフ＆ハーフ型（授業内）		
	対面型＋〇〇型＋△△型＋…		

※ポリコム等の遠隔講義システムを用いた「同時中継型の遠隔授業」はハイフレックス型に含まれる。

2. オンライン授業による教育の質保証に必要な事項

オンライン授業の実施にあたっては、最低限の質を保証するために、以下の事項を満たすものとする。

2-1. 基本方針

通学制での教育であることを鑑み、対面授業での学修を基準として、次の考え方を基本とする。なお、動画等については、教材用の動画等（教材動画等と称す）と授業を録画した動画等（授業動画等と称す）の2種類がある。以下では、教育の質の観点から授業動画等の位置づけを整理している。教材動画は教材として位置づけ、その利用について教育の質の観点から特に言及しない。

- ライブ型の授業で授業動画等を用いない場合は、直接的指導ができると考える。以下、「直接的指導」とは、リアルタイムでの双方向性を有している指導を指す。ここでは、対面型、あるいは、授業動画等を用いないライブ型による指導を意味する。
- ライブ型の授業の中で授業動画等を用いる場合は、教員・学生双方が様々な状況にあると考えられるため、直接的指導が必ずしもできるとは限らない。なお、対面型の授業の中で授業動画等を用いる場合は、直接的指導が実施できていると考え、オンライン授業とみなさない。
- 授業動画等を用いないライブ型であっても、学修内容等によっては対面型と同等の学修成果を達成できるとは限らないため、学修の進捗状況など、教育の質を確認する必要がある。
- ハイフレックス型の教育の質保証は、原則、ライブ型と同じ扱いとする。

表2 直接的指導と授業形態

	授業形態	
A-1	対面型（動画等の有無に関係なく）	直接的指導ができる
A-2	授業動画等を用いないライブ型	
B-1	授業動画等を用いるライブ型	直接的指導ができない
B-2	オンデマンド型	

※授業動画等は、授業を録画した動画等を指す。

※ハイフレックス型は、ライブ型とみなす。

以上の観点から、オンライン授業を一部でも含む授業科目（すなわち、すべて対面で実施する授業を除く）に対しては、担当する教育組織で、直接的指導の全授業時間（1単位の講義科目の全授業時間は15時間であり、14時限分とみなす）に対する割合に応じて、つぎの2つのケースに分けて、その教育の質を確認する。

すなわち、「対面型」もしくは「授業動画等を用いないライブ型」の授業時間（直接的指導ができる授業時間）が全授業時間の半分以上であるか否かで下記の「直接的指導型」か「動画等主導型」のどちらかに分類して確認する。対面型が主であるが、授業動画等を用いないライブ型を1時限でも実施する場合は直接的指導型に該当し、一度は教育の質を確認する必要がある点に注意されたい。

2-1-1.（直接的指導型）直接的指導を行う時間が当該科目の全授業時間の半分以上となる場合

本ケースを推奨するが、この場合であっても、当該授業科目を担当する最小単位の教育組織（各科目実施委員会、系、コース等）において、シラバス等により下記の2-2～2-5のうち該当する項目等について質保証の観点から確認する。

2-1-2.（動画等主導型）直接的指導を行う時間が当該科目の全授業時間の半分未満となる場合

対面での学びを基本とするため、本ケースを一般には推奨しないが、学修内容等により教育効果が直接的指導型と同等以上になると考えられる場合は、当該授業科目を直接担当する最小単位の教育組織に加えて、教養科目群教育協議会、学院、共通教育組織等においても、シラバスとともに別紙に示す実施計画書（チェック項目を追加してもよい）を提出することを義務付け、それらをもとに、下記の2-2～2-5のうち該当する項目等について確認し、実施の是非等も含めて審議する。承認後、シラバスと実施計画書を添えて審議結果を教育・国際連携本部に報告する。

なお、直接的指導型、動画等主導型のいずれも最初の確認や承認後、実施方法に大きな変更があった場合には、実施計画書等を提出し再審議する。

表3 オンライン授業を含む授業科目の教育の質保証

直接的指導の割合	提出物	ガイドライン上のチェック項目	確認・承認する教育組織
① 直接的指導型 当該授業科目の全授業時間の半分以上	シラバス	・ 2-2-1 動画編集（利用時のみ） ・ 2-2-2 双方向性の確保 ・ 2-2-3 学修状況の確認方法 ・ 2-2-4 成績評価方法	当該科目を担当する最小単位の教育組織（各科目実施委員会、系、コース等）
② 動画等主導型 当該授業科目の全授業時間の半分未満	シラバス 実施計画書（別紙様式）	・ 対面型の授業相当の教育効果が期待できる理由 ・ 2-2-1 動画編集 ・ 2-2-2 双方向性の確保 ・ 2-2-3 学修状況の確認方法 ・ 2-2-4 成績評価方法 ・ 2-5 授業学修アンケート等による質保証確認と改善	当該科目を担当する最小単位の教育組織に加えて、教養科目群教育協議会、学院、共通教育組織等

※直接的指導とは、表2、A-1 対面型やA-2「授業動画等を用いないライブ型」による指導を意味する。

※全授業時間の半分以上が表2、A-2「授業動画等を用いないライブ型」であっても、シラバスを当該教育組織に提出し、学修状況の確認方法などについて、**1度はチェックを必要とする。**

※ハイフレックス型の教育の質保証は、原則、ライブ型と同じ扱いとする。

「①直接指導型」もしくは「②動画等主導型」の判別例

- ・ すべてライブ型の授業で、かつ、授業動画等を用いない：①
- ・ すべてライブ型の授業だが、授業動画等を一部用いる授業を含む：授業動画等の使用割合に応じて、①又は②
- ・ 対面型（6回）＋授業動画等を用いないライブ型（1回）：①
- ・ 授業動画等を用いないライブ型（7回）＋オンデマンド型（7回）：①
- ・ 対面型（5回）＋オンデマンド型（9回）：②
- ・ 完全オンデマンド型：②

2-2. 授業時間内で動画等を用いる場合の留意点

オンデマンド型に限らず、授業動画あるいは教材動画等を用いるオンライン授業については、下記の点に留意する。

2-2-1. 動画等の適切な編集

動画等を必ず適切な長さ（最長でも15分程度を単位として区切ることが望ましい。ただし、一つの単元が15分を超える場合はその単元の区切りまで）にして利用するのが望ましい。授業動画等の場合も、そのまま配信するのではなく適切な長さになるように編集するのがよい。

2-2-2. 双方向のコミュニケーションの手段の担保

ライブ型の授業の場合は、動画等を配信する合間に、授業担当教員（非常勤講師含む）による解説

や質疑応答等を実施する。なお、非常勤講師や講演者を当該年度に採用しない場合は、当該非常勤講師や講演者に動画等の利用の了承を得たうえで、別途授業担当教員を登録し、動画等を配信する合間に解説や質疑応答等を実施することは妨げない。一方、オンデマンド型の授業の場合は、T2SCHOLAの掲示板等により教員と学生の間での速やかなコミュニケーションの手段を確保する。

2-2-3. 受講者の学修状況の確認

動画等主導型など受講者の学修状況の把握が難しい授業の場合、当該授業ごとに小テストや課題等を設け、当該授業終了後すみやかに質問の回答、設問解答例と解答分析、添削指導等によって、受講者の学修状況を確認する。

2-2-4. 動画等による学修が中心の授業科目の成績評価

動画等主導型の場合は、原則、対面集合形式での期末試験等を実施する。ただし、学修内容や方法等の事情により、別の方法が望ましい場合は、実施計画書に当該方法を記載し、学修成果を正しく評価する視点に立って当該教育組織で審議する。

2-3. 開講曜日・時限と重複履修に関する留意点

ライブ型やハイフレックス型のみで構成される授業科目の場合は、各授業で開講する曜日・時限を指定する。オンデマンド型のみで構成される授業科目は、開講する曜日・時限を指定しない。

一方、ブレンド型の授業科目の場合は、対面型、ライブ型、ハイフレックス型の授業に対しては当該授業期間中で1回の開講であっても開講する曜日・時限を指定し、オンデマンド型の授業に対しては指定しない。

指定した開講する曜日・時限に講義室を割り当てる。また、開講する曜日・時限が一部でも重複する授業科目間での重複履修は原則、認めない。

2-4. シラバスに関する留意点

授業の型を明示するとともに、ライブ型やハイフレックス型の授業を実施する場合は、シラバスに、ライブ型やハイフレックス型の授業である旨とともに、適宜、2-2-2、2-2-3の対応内容を明示する。また、授業中に動画等を用いる場合は、その旨を明示することが望ましい。一方、オンデマンド型の授業を実施する場合は、シラバスに、オンデマンド型の授業である旨とともに、2-2-2～2-2-4の対応内容、および、標準的な学修時間を明示する。

2-5. 授業学修アンケート等による質保証の確認と改善

原則、授業終了時まで、教育革新センターが実施する「授業学修アンケート」（自由記述欄にも記載推奨）を必ず行う。さらに動画等主導型の場合は、授業担当教員のみならず当該教育組織においてもそのアンケート結果などで教育の質保証を確認し、必要があれば次回の授業の改善を図る。

3. オンライン学修コンテンツの著作権

提供するオンライン学修コンテンツが著作権侵害とならないよう十分に留意すること。具体的には、

「授業目的公衆送信補償金制度への本学の対応（2021 年度～）」（2021 年 3 月 24 日第 11 回教育国際連携本部会議資料）や「オンライン授業における著作物の利用について v2.0」（2021 年 3 月 24 日第 11 回教育国際連携本部会議資料）を参照されたい。

4. 卒業の要件に関わる留意事項（60 単位制限）

学士課程の科目で、全授業時数（授業の時限の数を意味する）の半分を超えてオンライン授業を実施する場合（ただし、ブレンド型やハイフレックス型は、全受講生に対して対面型の割合が全授業時数の半分を超えることがシラバスに明記されている場合、対面型とみなしてよい。そうでない場合はオンライン型とみなす）、当該科目によって修得可能な単位数は、卒業に必要な単位数のうち 60 単位を超えないものとする必要がある（「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q&A 等の送付について（令和 3 年 5 月 14 日文科省事務連絡）」、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 32 条第 5 項、学則第 30 条第 3 項）。

本学では、文科省が定める学士課程における上記のオンライン授業に関する 60 単位制限を満たしつつ、2 で示した教育の質保証を行う。すなわち、本学では、動画等を用いないライブ型は直接的指導ができる授業として対面型に近い形で扱うが、大学設置基準では 60 単位制限の授業に含まれてしまう点に注意されたい。各系では標準的な履修において 100 番台を含み 60 単位を超えないレベルでカリキュラム設計するように求められる。その調整方法については必要であれば、別途定める。

※なお、大学設置基準による 60 単位制限については、「大学等における遠隔授業の取扱いについて（令和 3 年 4 月 2 日文科省通知（3 文科高第 9 号）」の「2. 感染症や災害の発生等の非常時における特例的な措置に関する取扱い」において、新型コロナウイルス感染症などの感染症や災害の発生等の非常時において、本来授業計画において対面型の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を、対面型により予定通り実施することが困難な場合は、対面型の特例的な措置としてオンライン授業を行うなどの弾力的運用が認められている。非常時に、あくまで対面型の代替えとしてオンライン授業を実施する場合は、60 単位制限の授業には含まれない。

5. 在学中の本学外のオンライン授業等や留学中の本学内のオンライン授業等の履修について

5-1. 「在学」の身分の場合

身分が「在学」の場合、所在場所を問わず、本学の授業科目（オンラインを含む）の履修申告は可能とするが、履修許可や単位認定については、授業担当教員が授業内容や学生の受講状況を鑑みて判断する。

各系・コース、各科目区分において、インターンシップ科目等の本学外での活動を含む授業科目のように、国内外の他大学等のオンライン授業又はオンラインプログラム等を本学の授業内容として取り入れ、当該授業等の受講に加え、事前・事後学習、レポート・発表等を行うことにより成績評価を行う授業科目を設置することは可能とする。

なお、本学学則及び大学院学則では、国内の他大学等の授業科目（オンライン授業を含む）を単位互換

協定によりそのまま単位認定することが可能であるが、海外の他大学等のオンライン授業科目の単位認定はできない。

5-2. 「留学（現地滞在）」または「休学（海外渡航）」の身分の場合

海外大学等の授業を履修して修得した単位を、事前に留学計画書及びシラバス等により系・コース主任等や科目実施委員会委員長と、履修予定科目、読み替える科目、認定単位数等について相談しておくことにより、留学又は休学終了後に留学中の学修成果による単位として認定することを可能とする（現行どおり）。

また「留学」の身分の場合での本学の授業の履修については以下のとおりとする。

- a. 本学のオンライン授業の履修については、留学願を提出する際、アカデミックアドバイザーもしくは指導教員と相談の上、留学期間中における授業科目履修届を作成し、系主任・コース主任に承認を得ることにより、留学の目的を妨げないことを前提として、特に留学期間中の本学の必修科目等の履修については認めてよいものとする。
- b. 本学の講義科目は、オンラインによる履修が可能であると判断できる場合は履修を認めてよい。
- c. 海外大学等に留学していたが、新型コロナウイルスの影響により帰国を余儀なくされた、又は、留学予定国の入国制限により渡航できない学生は、日本にしながら「留学」の身分が想定される。この場合、海外派遣を伴う本学の授業科目の履修は認められないが、国内における国際経験を伴う本学の授業科目の履修は認める。

表4 学生の在籍区分により履修申告等が可能な授業科目について

在籍区分	履修申告が可能な授業科目	単位認定の手続きが別途必要な授業科目
在学 ・ 海外における原則 31 日未満の教育 研究活動 ・ 研究指導委託 ・ インターンシップ などを含む	・ 本学の授業科目（オンライン授業を含む）	・ 単位互換協定のもとでの国内の他大学等の授業科目（オンライン授業を含む）
留学	・ 海外派遣を伴う本学の授業科目 ・ 留学目的を妨げないことを前提として事前に系・コースで承認された本学のオンライン授業科目 ・ オンライン利用によって履修する講義科目	・ 留学計画に従い履修した海外大学等の授業科目（オンライン授業を含む）
休学 （海外渡航）		

※ 国際交流協定締結に基づくダブルディグリープログラム等の共同教育事業でのオンライン授業・研究指導等の導入については、各プログラムで相手大学と相談してルールを定め、上記を超える形で実施する場合はダブル/ジョイントディグリープログラム委員会、教育・国際連携本部会議で承認を得ること。

6. オンライン教育について

研究室での学びや正課外での学びにおけるオンラインによる教育についても、本ガイドラインを参考に、各教育組織でその実施の是非を審議して実施する。特に、研究室の学びにおいてライブ型でのゼミなどを導入する場合には、研究分野等によっては学生同士が対面で交流する機会が失われる可能性がある。この点も十分に考慮にいれて、各系・コースでやり方を決めた上で実施する。

本ガイドラインの制定に伴い、「オンライン授業（動画等を利用したオンデマンド型の授業）実施のためのガイドライン（試行）」（2019年11月28日）は失効とする。